

一般社団法人 ICAA 認定 リンパ浮腫専門医療従事者養成講座は

一般教育訓練給付制度の認定講座です。

■ 一般教育訓練給付制度とは。

受講費用の 20% (上限 10 万円) がハローワークから支給される制度です。

一定の条件を満たした方が、厚生労働大臣の指定する講座を受講し修了した場合、修了時点までに実際に支払った受講費用の 20% (上限 10 万円) を給付してもらえます。

■ 受給資格対象者 (支給要件) は。

① 在職中 (雇用保険の被保険者) の方

● 初めて制度を利用する方

受講開始日までに雇用保険加入期間が通算 1 年以上ある

● 以前、制度を利用したことがある方

前回の受講開始日から今回の受講開始日までに、雇用保険加入期間が通算 3 年以上あり、なおかつ、前回の給付金受給日から受講開始日までに 3 年以上経過している

② 離職中 (雇用保険の被保険者であった) の方

● 初めて制度を利用する方

受講開始日に離職中で、雇用保険の被保険者資格を喪失した日 (退職日の翌日) 以降、受講開始日までが 1 年以内 (※1) で、支給要件期間が 1 年以上ある

※1: 被保険者でなくなった日から 1 年以内に、妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由で受講ができなかった場合、その旨をハローワークに申し出、許可されれば 20 年以内の延長もあります。

● 以前、制度を利用したことがある方

受講開始日に離職中で、雇用保険の被保険者資格を喪失した日 (退職日の翌日) 以降、受講開始日までが 1 年以内で、支給要件期間が 3 年以上ある

※支給要件を満たす方は、約 3~4 年に一度利用できます。

※支給要件はハローワークで照会できます。

受講開始 (予定) 日における支給要件は、住所を管轄するハローワーク (窓口もしくは郵送) にて照会することができます。ご自身の雇用保険の加入状況等、支給要件が分からない場合は、ハローワークでの照会をお勧めします。

※一般教育訓練給付金の支給額は、受講者本人が支払った費用の 20% (上限 10 万円) です。



Intermediary Clinical Aromatherapy Association
一般社団法人ICAA インターメディアリークリニカルアロマセラピー協会

【一般教育訓練給付制度ご利用の流れ】

STEP1	本人に支給要件があるか確認
STEP2	<p>講座申込と制度利用の手続き</p> <p>教育訓練給付制度対象講座のお申込み時に、「教育訓練給付制度を利用する」旨の意思表示が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お申込み時に、「一般教育訓練給付制度申請申込書」を提出してください。後日提出する場合は、お申込みから1ヶ月以内。 ・ご本人確認のため、身分証明書のコピー（写真付・本人および住居の確認ができるもの/マイナンバーカード、運転免許証等）を併せてご提出ください。
STEP3	講座の修了認定基準の修了要件を満たすように受講
STEP4	<p>受講修了</p> <p>修了日に修了要件を満たしている方に、以下3点の書類をお渡しします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育訓練給付金支給申請書 2. 教育訓練修了証明書 3. 領収書もしくはクレジット契約証明書
STEP5	<p>ハローワークへ給付金支給申請</p> <p>本人の住所を管轄するハローワークへ支給申請を行います。</p> <p>申請期限は、原則として修了日の翌日から1ヶ月以内となっていますのでご注意ください。申請には、受講修了時にお渡しする書類以外に、ご自身でご用意いただく書類が必要です。</p> <p>※ご自身でご用意いただく書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人・住居所確認書類（運転免許証、マイナンバーカード/コピー不可） ・個人番号（マイナンバー）確認書類 ・払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード（申請者本人名義のもの）
STEP6	<p>給付金受給</p> <p>支給申請手続き時に届け出た金融機関の講座にハローワークから給付金が振り込まれます。支給額は、本人が支払った講座費用の合計額の20%（上限10万円）です。給付金を受給して初めて、教育訓練給付制度を利用したことになります。</p>

